

新潟県保険医会 FAXニュース 第98号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-176

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

光ディスク、紙レセプト請求を継続する場合 届出が必要です

現在光ディスク、紙レセプトで請求を行っている保険医療機関では、以下の届出が必要となります。
なお、各期限までにオンライン請求に移行する場合は届出の必要はありません。

1 現在、光ディスクでレセプト請求を行っている場合 →8月末までに届出を

2024年10月以降も光ディスク請求を継続するためには、猶予届出・移行計画の提出が必要です。
また、その後も1年毎の届出が必要となります。

【提出書類】 様式第1号「光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書兼 オンライン請求への移行計画書」**【提出方法】** 医療機関等向け総合ポータルサイトに開設予定のフォームより提出（4月頃開設予定）
フォームでの提出が困難な場合、基金本部・国保双方（下記住所）に書面で提出することも可能**【提出締切】** 2024年8月31日（土）**【注意事項】** 届出のたびに1年間に限り、光ディスク請求が継続可能。その後も光ディスク請求を続ける場合、1年毎の届出が必要となる。**2 現在、紙レセプトで請求を行っている場合 →2月末までに届出を**

以下のアまたはイいずれかの要件に該当することを届け出た場合に、2024年4月以降も紙レセプトによる請求を継続することができます。

【対象】 ア または イ のいずれかに該当する医療機関

ア. レセプトコンピュータを使用していない（手書き請求）

イ. 以下の表の年齢に該当する

レセプトコンピュータの使用有無	全ての常勤保険医の生年月日が 下記の日付以前
レセプトコンピュータを使用している診療所（医科）	1945（昭和20）年7月1日
レセプトコンピュータを使用している診療所（歯科）	1946（昭和21）年4月1日
レセプトコンピュータを使用していない診療所	

【提出書類】 様式第2号「書面による請求に係る猶予届出書」**【提出方法】** 基金本部・国保双方に書面で提出。（封筒に赤字で「猶予届出書在中（紙レセ）」と記載）

（支払基金本部） 〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号

社会保険診療報酬支払基金 事業統括部事業サポート課 行

（国保連合会） 〒950-8560 新潟県新潟市中央区新光町7-1 新潟県自治会館別館内

新潟県国民健康保険団体連合会 審査管理課 第二係 行

【提出締切】 2024年2月29日（木）**【注意事項】** イの保険医療機関において、新たに診療に従事する常勤の保険医の生年月日が表の右欄の日より後であるときは、遅滞なく審査支払機関に届け出る（届け出た月、その翌月に限り紙レセプトによる請求が可能）。

※ 様式第1号、第2号は下記厚生労働省ホームページ等から確認・ダウンロードできます（2枚目に見本を掲載）
保険医療機関・薬局におけるオンライン請求等（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00001.html

光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書
兼 オンライン請求への移行計画書

I. 保険医療機関・薬局の基本情報

① 名称			
② 電話番号	-	-	③ 保険機関コード
④ 所在地	〒	-	郵便局番号 診療科番号 医療機関(薬局)コード(7ケタ)
	(都道府県)		

II. 届出内容

⑤ 光ディスク等を用いた請求の継続を希望する期間 西暦 年 月 日
 ※ 最大で届出を行った翌年の9月末まで
 ※ 1年更新制であり、改めて届出・移行計画書の提出を行うことで更新可能。

III. 移行計画

⑥ 現時点でオンライン請求に移行できない理由(ア～ウから選択)

ア 外部委託などにより請求を行っているため、レセプトコンピュータを保有していない
 外部委託先の名称 ()

イ オンライン資格確認の経過措置に該当するやむを得ない事情(※以下から1つ選択)がある
 光回線のネットワークが未整備の離島・山間地域や建物に所在
 改築工事中・臨時施設
 休廃止に関する計画を定めている
 その他特に困難な事情がある

ウ その他 ()

⑦ 現時点で検討しているオンライン請求を行うことができる体制の整備予定時期 (ア～エから選択)

ア 本年12月末までの時期
 イ 来年3月末までの時期
 ウ 来年9月末までの時期
 エ その他 ()
 例: 来年9月末までに休廃止予定であるなど

(⑥で「ウ. その他」を選択した場合)

⑧ レセプトコンピュータ・請求用端末の状況(ア～ウから選択)

ア オンライン請求に対応可能(確認済み)
 イ 改修・調達が必要 (西暦 年 月 対応予定)
 ウ 改修・調達の要否を確認中

⑨ ネットワークの整備状況(ア～ウから選択)

ア 整備済み
 イ 契約済み・未整備 (西暦 年 月 対応予定)
 ウ 見積もり依頼中・検討中

⑩ 各種届出の状況

(1) オンライン請求の利用申請 (済み/未実施)
 (2) 電子証明書の発行申請 (済み(※)/未実施)
 ※ オンライン資格確認端末から請求する場合で、発行済みの電子証明書を兼用する場合を含む。

⑪ 備考

上記のとおり届け出ます。

西暦 年 月 日

審査支払機関

御中

開設者名

(住所 〒 -)

メールアドレス: _____

書面による請求に係る猶予届出書

I. 保険医療機関・薬局の基本情報

① 名称			
② 電話番号	-	-	③ 保険機関コード
④ 所在地	〒	-	郵便局番号 診療科番号 医療機関(薬局)コード(7ケタ)
	(都道府県)		

II. 届出内容

⑤ 届出を行う内容(下記ア～ウから選択)

ア. 書面による請求の継続(レセコン未使用)
 【対象】レセプトコンピュータを使用していない保険医療機関・薬局

イ. 書面による請求の継続(高齢医師等)
 【対象】次に掲げる保険医療機関・薬局であって、診療又は調剤に従事する全ての常勤の保険医又は保険薬剤師の生年月日が、それぞれ次に掲げる日以前であるもの

a. レセプトコンピュータを使用している薬局 : 昭和19(1944)年4月1日
 b. レセプトコンピュータを使用している医科診療所 : 昭和20(1945)年7月1日
 c. レセプトコンピュータを使用している歯科診療所 又は : 昭和21(1946)年4月1日
 レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局

ウ. 書面による請求の終了(高齢医師等非該当)
 【対象】イの対象であった保険医療機関・薬局であって、生年月日がそれぞれ上記の日より後である常勤の保険医又は保険薬剤師が新たに診療又は調剤に従事することとなったもの(届け出た月及びその翌月に限り、書面による請求が可能)
 ※この場合、速やかにオンライン請求利用申請と電子証明書の発行申請を行うこと。

(⑤で「イ. 書面による請求の継続(高齢医師等)」を選択した場合)

⑥ ⑤イのa～cのうち該当する類型(a～cから選択)

⑦ 診療所・保険薬局の診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の人数・生年月日 ※ 全員分記載。欄が足りない場合は備考欄に記載すること。	常勤人数	人
	西暦	年 月 日
	西暦	年 月 日
	西暦	年 月 日

⑧ 備考

上記のとおり届け出ます。

西暦 年 月 日

審査支払機関

御中

開設者名

(住所 〒 -)

メールアドレス: _____